

# 出生届

令和 3 年 11 月 20 日 届出

在デュッセルドルフ日本国  
大使館  
総領事 殿

受理 令和 年 月 日  
第 号  
送付 令和 年 月 日  
第 号

【出生届3】  
日本人女性の子を外国人男性が  
出生後に認知した場合

書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附票 住民票 通知

日本の戸籍の氏を記入してください。

(1) 生まれた子	子の氏名	(よみかた) たなか たらう 氏 名 <b>田中 太郎</b>	父母との 続き柄 <input type="checkbox"/> 嫡出子 <input checked="" type="checkbox"/> 嫡出でない子	( <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女)
	生まれたとき	令和 3 年 10 月 5 日	<input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後	7 時 5 分
	生まれたところ	ドイツ連邦共和国ノルトライン・ヴェストファーレン州 デュッセルドルフ市 ローフス通り 2 番地		
	住所	ドイツ連邦共和国ノルトライン・ヴェストファーレン州 デュッセルドルフ市 ブライテ通り 27 番地		
(5) 生まれた子の父と母	父母の氏名 生年月日 (子が生まれたときの年齢)	父 年 月 日 (満 歳)	母 <b>田中 花子</b> 平成 3 年 4 月 5 日 (満 30 歳)	
	本籍及び 国籍	東京都千代田区霞が関一丁目1 番地 筆頭者の氏名 <b>田中 一郎</b> 父の国籍 母の国籍 <b>日本</b>		
	同居を始めたとき	令和 2 年 1 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)		
	子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者である世帯(日々または1年未満の契約者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社役員 <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯		
	父母の職業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください) 父の職業 母の職業		
その他	日本国籍を留保する		署名 (※押印は任意)	<b>田中 花子</b> 印
	ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ 市戸籍役場の発給した出生証明書を添付する。 出生時刻は 母 の供述による。 令和3年11月6日ドイツの方式で認知成立。同年11月10日届出済み。 母がドイツ連邦共和国に8年以上合法的に滞在し、且つ無期限の滞在権を有しているため、子は出生をもってドイツ国籍を取得する。			
届出人	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 父母 <input type="checkbox"/> 2. 法定代理人( ) <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. その他			
	住所	ドイツ連邦共和国ノルトライン・ヴェストファーレン州 デュッセルドルフ市 ブライテ通り 27 番地		
	本籍	東京都千代田区霞が関一丁目1 番地	筆頭者の氏名	<b>田中 一郎</b>
署名 (※押印は任意)		<b>田中 花子</b> 印	平成 3 年 4 月 5 日生	

日本人の方の生年月日は元号(昭和・平成・令和)で記入してください。

窓口にてご提出の場合、「署名欄」は空欄のままお持ちください。  
(日本人母がドイツ国籍法第4条第3項の要件を満たし、ドイツでの出生により、子にドイツ国籍が付与される場合のみ、「署名」及び「その他欄」の記載が必要となります)

↑ 窓口にてご提出の場合は空欄のままお持ちください。

← 日中連絡可能な携帯電話番号等と、メールアドレスを記入してください。

(届出人の連絡先及び電話番号 +49 (0) 1234-5678, tanaka@ko.mofa.go.jp